

岩手県告示第844号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営前田野地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成24年12月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
一関市大東町沖田字下前田野	20番	畑	畑	811	2
〃	22番	〃	〃	554	3
〃	65番	田	田	1,092	23
〃	73番	〃	〃	369	5
〃	86番2	〃	〃	1,829	37
一関市大東町沖田字中前田野	91番1	〃	〃	2,694	13
〃	92番1	〃	〃	2,962	40
〃	95番2	〃	〃	721	10
〃	105番	〃	〃	2,252	7
一関市大東町沖田字前田野	2番	〃	〃	2,266	11
〃	3番	〃	〃	2,783	25
〃	4番	〃	〃	845	4
〃	6番3	〃	〃	421	6
〃	10番4	〃	〃	3,013	47
〃	10番6	畑	畑	325	3
〃	12番	田	田	5,732	55
〃	16番	〃	〃	792	11